

# 第1回亀有地域観光拠点施設地域検討会

## 次第

令和4年8月29日（月）午後6時30分  
亀有地区センター 第一会議室

### 1 開 会

2 挨拶 葛飾区産業観光部長 橋口 昌明

### 3 議 題

(1) 会長・副会長の選出について

(2) 地域検討会の進め方について

【資料1】 亀有地域観光拠点施設地域検討会運営要領

【資料2】 亀有地域観光拠点施設地域検討会傍聴規程（案）

(3) 事業概要について

【資料3】 亀有地域観光拠点施設整備事業について

(4) 施設計画等について

【資料4】 亀有地域観光拠点施設企画（案）

※投影のみ

### 4 今後の予定

第2回亀有地域観光拠点施設地域検討会

日時：令和4年10月上旬（予定） 時間：午後6時30分～

会場：亀有地区センター

## 亀有地域観光拠点施設地域検討会運営要領

4 葛産観第 148 号  
令和 4 年 8 月 17 日  
産業観光部長決裁

## (趣旨)

第 1 条 この要領は、亀有地域観光拠点施設地域検討会（以下「検討会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

## (目的)

第 2 条 検討会は、亀有地域観光拠点施設の整備にあたり、次に掲げる事項について意見を聴くことを目的とする。

- (1) 亀有地域観光拠点施設の建築、展示及び運営に関すること。
- (2) その他亀有地域観光拠点施設の整備に関し必要なこと。

## (構成)

第 3 条 検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

## (会長及び副会長)

第 4 条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、あらかじめ委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (運営)

第 5 条 検討会は、会長が開催を決定する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、第三条で掲げる者以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

## (庶務)

第 6 条 検討会の庶務は、産業観光部観光課及び施設部営繕課において処理する。

## (会議録の作成)

第 7 条 検討会の会議録は、次に掲げる事項に従って作成する。

- (1) 要点記載とし、発言者が特定できないようにする。
- (2) 会議録作成のため、録音を行う。
- (3) 作成した会議録は、葛飾区情報公開条例（平成 4 年葛飾区条例第 30 号）の規定による情報公開の対象とする。

## (委任)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長

が別に定める。

付 則

この要領は、令和4年8月17日から施行する。

別表（第3条関係）

分野	団体等	人数
有識者	日本マンガ・アニメトキワ荘フォーラム	1
関係機関	アリオ亀有	1
	亀有香取神社	1
	亀有信用金庫	1
	JR 亀有駅	1
地元委員	亀有上宿商店会	1
	亀有中央商店街振興組合	1
	亀有銀座商店街振興組合	1
	亀有北口中通り商店街	1
	亀有北口商店会	1
	リリオ商店会	1
	亀有北口一番街商店会	1
	清交自治会	1
	亀有西三自治会	1
	亀有中央町会	1
	東五会	1
	亀有五丁目西町会	1
	亀有五丁目東自治会	1
リリオ自治会	1	
葛飾区	葛飾区産業観光部	1

## 亀有地域観光拠点施設地域検討会傍聴規程

令和4年 月 日  
会 長 決 定

### (目的)

第1条 この規程は、亀有地域観光拠点施設地域検討会運営要領（令和4年8月17日付け4葛産観第148号産業観光部長決裁）第8条の規定に基づき、亀有地域観光拠点施設地域検討会の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (会議の公開)

第2条 亀有地域観光拠点施設地域検討会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。ただし、会長が、公開することにより公正かつ適切な審議等を妨げるおそれがあると認めた場合は、この限りでない。

### (傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、会長が定める。

2 傍聴の申込者が定員を超えたときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

### (傍聴の手続)

第4条 傍聴人は、会議を傍聴しようとするときは、会議の開催される15分前までにその旨を検討会の事務局に申し出、指定の入口で傍聴人名簿にその住所及び氏名を記入しなければならない。

### (傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

### (傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(案)

- (1) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (2) 携帯電話等の電源を切ること。
- (3) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影又は録音の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(退室の命令)

第9条 会長は、この規程の規定に違反していると認められる傍聴人に対し、退室を命じることができる。

(傍聴人の退室)

第10条 前条の規定により退室を命じられた傍聴人は、速やかに退室しなければならない。この場合において、当該傍聴人は、当日再び会議を傍聴することはできない。

付 則

この規程は、令和4年 月 日から施行する。

## 亀有地域観光拠点施設整備事業について

## 1 概要

亀有地域では、「こちら葛飾区亀有公園前派出所」(以下、こち亀といいます。)の舞台として、キャラクター銅像やデザインマンホール蓋の設置など、様々な観光施策を進めております。その亀有地域において、これまでの観光施策の集大成として、こち亀をテーマにした観光拠点施設を整備することで、今後の亀有地域のさらなる発展を図ります。なお、令和4年度は、基本・実施設計(建築・展示物)及び施設運営の計画案を策定します。

## 2 整備予定地

所在地：葛飾区亀有三丁目 32 番 17 号

亀有駅より約 250m (徒歩 3分)

亀有駅からアリオ亀有までの導線上に位置し、非常に人通りが多い場所です。さらに、商店街が近いことから、観光客の商店街への誘客も期待できます。

面積：193.19㎡(登記簿上)



## 3 整備スケジュール(予定)

令和4年度 基本設計・実施設計(建築・展示)

令和5～6年度 展示物制作・建築工事

※令和6年度中のオープンを予定しております。

## 4 設計事業者

株式会社久米設計

(展示下請け：株式会社乃村工藝社)